

誰も教えてくれなかった

自立したNPOになるために取得する 指定・認定制度って何？

✓ 寄附金獲得や助成金申請、事業継承時などでチカラを発揮する『NPO⇒法人格取得⇒指定⇒認定』のコースがあることを、NPO活動のマネジメント知識として、ぜひ押さえておきましょう！

認定NPO法人制度は、寄附金控除などで寄附を促すことにより、NPO法人の活動を支援する税制上の優遇措置として設けられた制度です。

しかし、NPO法人が認定を受けるためには一定の要件を満たさなければなりません。特に、PST（パブリックサポートテスト）という、市民から支持されていることを寄附金受領金額などによって示さなければならない要件が難しいとされています。

ところが、神奈川県には、このPST要件を寄附金以外の『100人の署名』『行政との協働実績』等の方法で示し、県指定NPO法人となる『条例個別指定制度』があります。そして、県指定NPO法人であることによって『認定』の難しい要件を満たすことができるのです。

この制度の概要や、実際に将来の申請に備えて留意しておくべき点などをお伝えします。



講師：中川麻希子
認定特定非営利活動法人 鎌倉市市民活動センター
運営会議 副理事長
神奈川県NPO協働推進課在職時に県指定NPO法人制度や法人認証を担当

参加
無料

お申込はコチラ

10/24
木
18:00～
19:30

【お申し込み】

講座名、団体名、参加人数、ご連絡先を下記宛にメールでお知らせください。

メール：rep@npo-kamakura.com

【お問合せ】

電話：0467-60-4555（NPOセンター鎌倉）